

東京都交通局環境マネジメントシステム要綱

(制 定) 平成12年10月2日
12交経企第193号
(最終改正) 令和4年8月5日
4交総第520号

(目 的)

第1条 この要綱は、交通局における環境マネジメントシステム（以下「システム」という。）に関して基本的な事項を定め、もって交通局の事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 事業活動 交通局の業務の総称であって、実施に伴い環境に対して正の保全効果が生じる環境保全事業及び環境負荷が生じる環境負荷事業をいう。
- 二 環境方針 システムにおける環境配慮及び環境保全に関する行動の基本を示す指針をいう。
- 三 環境目的 環境方針から生じる全般的な環境の到達点をいう。
- 四 環境目標 環境目的を達成するための中期的到達点をいう。
- 五 環境管理プログラム 環境目標を達成するための具体的な方策をいう。
- 六 自己点検 システムの運営状況について自ら点検することをいう。

(対象組織)

第3条 システムは、東京都交通局組織規程（昭和37年交通局規程第33号）第3条に規定する部及び第6条第1項に規定する事業所の事業活動を対象として運営する。

(システムにおける局長の職務)

第4条 システムにおける局長の職務は、次に掲げるものとする。

- 一 システムの運営管理の基本となる要綱を制定し、改廃すること。
- 二 事業活動に関する環境方針を策定すること。
- 三 システムの見直しに関すること。

第5条 削除

(システムにおける次長の職務)

第6条 次長は、システムの運営管理に関して局長を補佐するものとし、局長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(総括環境管理責任者の設置)

第7条 システムを運営管理するため、総括環境管理責任者を置く。

2 総括環境管理責任者の職務は、次に掲げるものとする。

- 一 システムの運営管理に関すること。
- 二 システムの運営状況の局長への報告に関すること。
- 三 システムに係る重要事項に関して、東京都交通局環境対策委員会に付議すること。

3 総括環境管理責任者は、技術企画担当部長の職にある者をもって充てる。

(東京都交通局環境対策委員会の設置)

第8条 総括環境管理責任者を補佐し、システムの運営管理の重要事項を審議するため、東京都交通局環境対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(環境管理責任者の設置等)

第9条 システムを運営し、総括環境管理責任者を補佐するため、環境管理責任者を置く。

- 2 環境管理責任者とその運営対象組織は、別表一のとおりとする。
- 3 環境管理責任者の職務は、次に掲げるものとする。
 - 一 環境方針を実現するための事業活動の実施に関すること。
 - 二 環境目的及び環境目標の作成に関すること。
 - 三 環境管理プログラムに関すること。
 - 四 自己点検に関すること。
 - 五 その他システムを運営するために必要と認められること。

(環境検討部会の設置等)

第10条 各部におけるシステムの運営管理をするため、環境検討部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会の運営対象組織は別表二のとおりとし、各部会に事務局を置く。
- 3 部会の所掌業務は、次に掲げるものとする。
 - 一 環境管理責任者を補佐し、システムの運営に関する調整及び進行管理
 - 二 システムを運営するために必要と認められること。
- 4 各部会に環境推進員を置き、職務は次に掲げるものとする。
 - 一 課及び所の環境管理プログラムの運営管理に関すること。
 - 二 環境配慮及び環境保全について、課及び所の全職員を対象に研修を実施すること。

(自己点検)

第11条 環境管理責任者は、年に1回、その所管する組織を対象として、システムの運用状況について自己点検を実施する。

- 2 環境管理責任者は、自己点検の結果について総括し、総括環境管理責任者へ報告する。
- 3 総括環境管理責任者は、自己点検の結果、システムの見直し等が必要な場合は、局長に報告する。

(受託者等に対する指導や研修)

第12条 環境管理責任者は、庁舎等の中で継続的に業務活動を行っている業務委託受託者等に対して、その所管する組織の環境目的及び環境目標を達成するため、その職務の権限に基づき、必要な指導や研修を行う。

(環境方針の公表)

第13条 環境方針は、東京都交通局ホームページ等で公表する。

(システムの見直し)

第14条 局長は、システムについて、必要に応じて見直しを行うものとする。

- 2 局長は、見直しを行ったときは、その結果に基づいて総括環境管理責任者に必要な指示を行う。

(委任)

第15条 この要綱の実施について必要な事項は、技術企画担当部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年10月2日から施行する。
- 2 東京都交通局環境対策委員会設置要綱（平成10年12月18日 10交経企第353号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成13年12月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 7月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4年 8月 5日から施行する。

別表－１ （第 9 条関係）

環境管理責任者	システムに関する職務権限対象組織
総務部長	総務部、職員部、資産運用部
電車部長	電車部
自動車部長	自動車部
車両電気部長	車両電気部
建設工務部長	建設工務部

別表－２ （第 10 条関係）

環境検討部会	各部会の対象組織
事務部会	総務部、職員部、資産運用部
電車部会	電車部
自動車部会	自動車部
車両電気部会	車両電気部
建設工務部会	建設工務部